

「自転車が出かけたくなるまち・山口市」映像によるプロモーション事業業務委託 仕様書

1. 目的

山口市では、脱炭素社会の実現に向けて、自転車を活用したまちづくりの推進を目指している。NHK大河ドラマで注目された歴史遺産や風光明媚な自然環境に恵まれた当市のポテンシャルを生かしてサイクリングの目的地として当市が選ばれるためには、様々な目的のサイクリストに訴求する魅力的な観光コンテンツ開発と効果的な情報発信が重要となる。

本事業では、大都市に近く自然環境に恵まれ、住環境にも優れている当市の持つポテンシャルに対する認知度向上を図るため、高画質の新規動画を作成し、デジタル活用を含む各種情報媒体等を活用して戦略的に情報発信することにより、特に名古屋圏における当市のサイクリングの場所としての認知度を向上させ、サイクリストを呼び込み交流人口の増加を図ることを目的とする。

2. 名称

「自転車が出かけたくなるまち・山口市」映像によるプロモーション事業業務委託

3. 履行場所

山口市及び山口市が指定する場所

4. 委託期間

契約の日から令和7年2月28日（金）まで

5. 業務内容

本業務で制作する動画は、当市がサイクリング先として広く認知されるためのPRツールとして活用する。よって、単なる観光地の紹介動画ではなく、自転車が出かけたくなるまち・山口市をトータルにPRできるものとする。

また、今年度の業務のターゲットはサイクリストの上級者向けとする。

【動画の種類・本数等】

- (1) 山口市をトータルにPRできる動画を、5分～10分程度のものを2本以上、30秒～1分程度のものを4本以上制作すること。
- (2) スマートトレーナーに接続することで、仮想空間内に再現されたコースを体感できるバーチャルサイクリングアプリ等にアップロードするためのサイクリングコースの動画（GPS連動）1本以上。そのアプリにアップロードするまでを業務の中で行うこと。

※あくまで目安であるため、事業の目的を達成するために幅広い提案を求める。

【動画の内容等】

- (1) 今年度、本事業とは別の業務（山口市自転車活用推進計画策定及びサイクリングコースの提案・PR等実施業務委託）で当市のサイクリングコースを策定するため、そのコースをメインとした動画を制作すること。
- (2) 制作する動画はサイクリストが実際にコースを走ってみたくなる映像にするため、サイクリスト目線で動画を制作すること。
- (3) 単なるコースを走行したり近隣の施設や飲食店を紹介したりするだけでなく、サイクリスト以外の人にも、ふらっとその施設や飲食店を訪れたいような構成を検討すること。ただし【動画の種類・本数等】の（2）で求める動画はサイクリスト目線でコースを単に走行する動画を制作すること。
- (4) 「サイクリング後の家での休息には水栓バルブ発祥の地山県で製造されたシャワーヘッドでリラックスできます」や「冬の走行で冷え切った身体にグリーンプラザみやま宿泊で冬期限定カモ鍋をご賞味あれ」など、単なる観光地や施設紹介にとどまらない市全体に波及効果のある動画を制作すること。動画の主体はあくまでサイクリストであり、事業名にもあるとおり、「自転車で出かけたいまち・山口市」を目指す動画の制作を実施するものであるが、市をトータルにPRする映像に仕上げることも念頭において制作すること。
- (5) 制作した動画をより多くの人に見てもらうために、動画を活用したプロモーション活動を実施すること。放送媒体は指定しないが、こういった媒体で動画を流し、こういった形でその反応を見るかをあらかじめ検討し、プロポーザルの企画提案書に盛り込むこと。その際、テレビであればどの程度の視聴率があり何世帯くらいに見てもらえるのか、YouTubeなどのSNSにおいては目標再生回数を明示するなど、ターゲット層に映像を見てもらうためのプロモーションについて提案・実施すること。

※プロモーションについては、本事業とは別の業務（山口市自転車活用推進計画策定及びサイクリングコースの提案・PR等実施業務委託）で2回程度イベントを実施するほか、当市最大のお祭りである栗まつりなども有効に活用すること。

- (6) 映像は4K以上の高画質による機材で撮影し、音効果（音楽）を挿入したものを制作する。一部、静止画像を組み込ませることも可とする。

※市では、「はじめての山口市めぐり」で四季をテーマにした動画や国の史跡指定を目指し発掘調査を行っている大桑城跡のPR動画「大桑城跡の楽しみ方」などを制作し発信している。そのため、本プロポーザルの参加にあたって事前に各種施策を十分に把握、情報を得た上で参加し、同じようなものの提案がないよう注意すること。

6. 組織体制等

本業務の効率的な運営のため、事業責任者を置き、総括責任者を筆頭に指示系統を明

確にすること。

7. 業務の実効性確保

- (1) 本業務の実施に関して、委託者の指示に誠意をもって適正に対応するとともに、業務の円滑な実施に努めること。
- (2) 受託者は、委託者と綿密な打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、本業務を適正に執行すること。
- (3) 受託者は本事業の実施に当たり、適宜受注した事業を明示して行うこと。

8. 成果物

成果物は、期限内に次のものを提出すること。

- ①受託者が制作した動画は、CD-RまたはDVD-R等に保存し提出すること。(DVDプレーヤー及びパソコンで再生が可能な形式)
- ②打合せ資料や企画書を速やかに提出すること。
- ③動画以外の電子データについては、ワード・エクセル・パワーポイント・PDF・JPEGいずれかとし、DVD・HDD等に記録して納品すること。また、電子データの提出の際はエラーがないことを確認し、ウイルス対策を行い提出すること。
- ④事業終了後は、速やかに業務完了届と事業実績報告書を提出すること。
- ⑤その他委託者が必要とするもの。

9. 検査

- (1) 受託者は委託業務を完了したときは、速やかに委託者に対して業務完了届を提出しなければならない。
- (2) 委託者は前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に受託者等立会いのもとに委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。

10. 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

11. 個人情報の取扱いについて

- (1) 業務上知り得た個人情報や法人情報は、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。
- (2) 受託者は事業実施に当たり収集する個人情報及び法人情報について、その個人及び法人に対し委託者へ情報提供することを事前に説明し同意を得ること。
- (3) 事業実施に当たり収集した個人情報や法人情報は委託者に帰属するものとし、委託

者の指示に従い提供を行うこと。

(4) ここに定めのないことについては、別紙「個人情報取扱特記事項」に定める。

12. その他実施上の留意点

(1) 本業務の実施に必要な法的手続きに適切に対応すること。

(2) 受託者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日に属する年度終了後5年間保管しなければならない。

(3) 本業務において作成した成果物及び策定段階におけるデータ等に関する権利並びに著作物等に関する一切の権利は委託者に帰属する。

(4) 本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託業者を書面で提示し、委託者の了承を得ること。また受託者は、再委託の先の行為について全責任を負うこと。

(5) 業務終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

(6) 委託者が実施する観光や広報等魅力発信事業と連携を図ること。

(7) 本仕様書に定めがない事項及び業務実施中に生じた疑義は、委託者と受託者双方による協議のうえ決定する。